

札幌市工事費等内訳書取扱試行要領

平成20年3月31日 財政局理事決裁

平成21年3月26日 一部改正

平成28年3月25日 一部改正

令和5年12月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、入札における不正行為の排除及び入札参加者の積算技術の向上を図るため、札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）に定めるもののほか、入札時に提出を求める工事費等内訳書の取扱いの試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）第2条第4号に定める工事等をいう。
- (2) 工事費等内訳書 入札金額に対応した入札金額の積算内訳書をいう。
- (3) 工事費等内訳書の合計金額 工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。
- (4) 札幌市契約規則等 札幌市契約規則（平成4年3月24日規則第9号）及び札幌市競争入札参加者心得をいう。

(告示等)

第3条 市長は、入札時に工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるにあたって、札幌市工事等一般競争入札施行要綱（平成17年3月29日財政局理事決裁）第4条及び札幌市契約規則第17条に規定する事項の告示等において、第6条に定めるとおり、落札者とするための入札参加条件とすることをあらかじめ明示するものとする。

(内訳書の記載方法)

第4条 内訳書は、別記様式により記載するものとする。

(内訳書の提出)

第5条 市長は、第2条第1号に定める工事等のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付すものについて、第1回の入札の際に、入札に参加しようとする者に内訳書を提出させるものとする。

- 2 前項において提出された内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(落札等の条件)

第6条 前条第1項により提出された内訳書のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（札幌市工事等最低制限価格運用要領（平成14年12月24日財政局理事決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市工事等総合評価落札方式施行要綱（令和5年12月1日税務・契約管理担当局長決裁）第10条第1号に規定する落札予定者並びに札幌市工事等低入札価格調査要領（平成14年12月24日財政局理事決裁。）第12条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の各号に定める条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内訳書の提出があること
- (2) 内訳書の合計金額と第1回の入札書の記載金額が一致すること
- (3) その他内訳書の内容に疑義が無いこと

2 前項各号に定める条件のすべてを満たさない場合は、当該入札の落札者としなないものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、財政局管財部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月23日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年4月23日以後に告示又は指名通知される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以後に告示又は指名通知される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月6日から施行する。

工事費等内訳書の作成要領について

本市の工事及び工事に係る設計等の委託業務（以下「工事等」という。）の入札時に、入札参加者全員に提出を求めています工事費等内訳書について、適正な積算に基づかない入札を排除すること並びに検証作業の効率化を図るため、具体的な作成要領を定めましたので、今後は、この作成要領に基づき提出してください。

記

1 適用の時期

平成20年4月23日以降に告示又は指名通知する工事等から適用します。

2 内訳書の構成

ア) Excel（エクセル）形式のファイルで作成します。（A4縦方向）

（基本様式は、<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/> から入手できます。）

イ) 設計総括表（設計内訳書の総括部分をいう）の作成のみで結構です。

直接工事費以下の内訳書を提出する必要はありません。

ウ) 入札者の欄に届出印を押印します。（電子入札の場合は不要）

3 設計総括表等の記入について(例示のとおり)

公示された設計書から、設計総括表の内訳項目をそのまま転記します。（様式は下記例示にならってください）なお、値引き欄の記載等、独自の内訳構成とすることはできません。

また、入札書に記載する金額と総括内訳書の工事(業務)価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）は必ず「一致」していなければなりません。

なお、設計総括表の内訳項目が多く、1枚（表面のみ）に収まらない場合は、内訳項目を追記することとし、裏面に印刷（両面コピー）のうえ提出してください。

別記様式(記載例)

工 事 費 等 内 訳 書					
入札(開札)日	平成20年 ○月 ○日				
工事(業務)番号	08 (土) 第○○○号				
工事(業務)名	○○線 (○○線～○○線間) 舗装改良工事 (その1工区)				
	入札者	住所又は所在地 名称又は商号 電話番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: auto;"> 届出印 </div>					
設 計 総 括 表					
工事区分(項目)・工種(業種)・種別※	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
舗装	式	1			
撤去工	式	1			
路面切削工	式	1			
舗装工	式	1			
表層工	式	1			
雑工	式	1			
区画線工	式	1			
直接工事費	式	1			
共通仮設費	設計書の内訳項目は、通常、発注の				
共通仮設費					
運搬費	式	1			
純工事費	式	1			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 入札書の価格と同 </div>
現場管理費	式	1			
工事原価	式	1			
一般監理費等	式	1			
工事価格(業務の場合は業務価格)	式	1		○○○○円	
消費税等相当額	式	1			
工事費計(業務の場合は業務委託料)	式	1			

※工事区分(項目)・工種(業種)・種別に記載する内容は、当該案件ごとに示す公示用設計図書の内容と同一とすること。

【お問い合わせ先：財政局管財部契約管理課工事契約係 電話011-211-2442】